

所得税 平成 26 年版(H26.10)の予定

InterKX 所得税／所得税顧問 平成 26 年版（H26.10）の対応予定についてご連絡いたします。
 なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 税制改正の内容
3. 様式の変更
4. 財務連動・減価連動について

1. 発行プログラム

1-1. 発行プログラム

今回発行するプログラムとバージョンアップの対象バージョンは、次のとおりです。

製品名	発行プログラム	更新の対象
InterKX 所得税	H26.10	H25.10 、 H25.11 H25.10.e1 、 H25.11.e1
所得税顧問スタンドアローン版		
所得税顧問ネットワーク版		

1-2. リリース日時（予定）

例年同時期を予定しています。

提供方法		提供日
CD 送品（物流）	InterKX 所得税	2015 年 1 月 27 日（火）送品開始
	所得税顧問	2015 年 1 月 28 日（水）送品開始
InterKX インターネットダウンロード(ダウンロードマネージャー)		2015 年 1 月 20 日（火）
エプソン会計システム「マイページ」		2015 年 1 月 20 日（火）

- ・マイページは、保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様が対象です。
- ・所得税顧問スタンドアローン版の期限付きプロダクト ID : 196919-166750-641789-600537

1-3. 所得税 電子申告プログラム（H26.1.e1）について

電子申告システム H26.20 と同時に公開します。（2015 年 1 月 30 日(金)公開予定）

所得税の電子申告を行う場合は、電子申告システムと所得税電子申告プログラムの両方のインストール（バージョンアップ）が必要です。

2. 平成 26 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容

平成 26 年分の所得税から適用される税制改正のうち、主なものは以下のとおりです。
 (記載の内容は、R4 システムインフォメーション No.14XA105「所得税 R4 平成 26 年 (Ver.14.10) の予定」と同じです。)

2-1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度 (NISA)

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (以降、NISA) が創設されました。

NISA は、20 歳以上の居住者等を対象として、平成 26 年から平成 35 年までの間に、年間 100 万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から最長 5 年間非課税 (非課税期間) となります。

2-2. 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る 10% 軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る 10% 軽減税率 (所得税 7%、住民税 3%) の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の 10% 軽減税率 (所得税 7%、住民税 3%) の特例措置は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以後は、本則税率の 20% (所得税 15%、住民税 5%) が適用されます。

※平成 25 年分から平成 49 年分までの確定申告の際には、基準所得税額に 2.1% の税率を乗じて計算した復興特別所得税が課税されます。

▼上場株式等の譲渡所得等に係る税率【確定申告時】

	平成 21 年分～25 年分 (軽減税率の特例措置)	平成 26 年分以後
金融取引業者等を通じた売却等	10% (所得税 7%、住民税 3%)	20% (所得税 15%、住民税 5%)
上記以外	20% (所得税 7%、住民税 3%)	

▼上場株式等の配当等に係る税率【確定申告時】

平成 21 年分～25 年分 (軽減税率の特例措置)	平成 26 年分以後
10% (所得税 7%、住民税 3%)	20% (所得税 15%、住民税 5%)

2-3. 住宅借入金等特別控除等 住宅借入金等の年末残高の限度額等の変更

平成 26 年から平成 29 年までに居住した場合(※)の住宅借入金等の年末残高の限度額 (借入限度額) が変更されました。

(※)住宅等の対価の額等に含まれる消費税等の税率が新税率の場合に限ります。

▼住宅借入金等の特別控除

	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率・控除期間	各年の 控除限度額	最大控除限度額
一般の住宅	4,000 (2,000) 万円	1.0%・10 年間 (1.0%・10 年間)	40 (20) 万円	400 (200) 万円
認定住宅	5,000 (3,000) 万円		50 (30) 万円	500 (300) 万円

() 内の金額は平成 25 年分の額。太字は 26 年分に変更になった箇所。

▼特定増改築等住宅借入金等の特別控除

	特定増改築等限度額	控除率・控除期間	各年の 控除限度額	最大控除限度額

特定増改築等	250 (200) 万円	2.0%・5年間 (2.0%・5年間)	12.5 万円 *1 (12 万円)	62.5 万円 (60 万円)
--------	--------------	------------------------	-----------------------	--------------------

() 内の金額は、平成 25 年分の額。太字は 26 年分で変更になった箇所。

*1: 1,000 万円から特定増改築等限度額を差し引いた残額に対して、1.0%の控除率を乗じるため、
(250 万円×2.0%)+(750 万円×1.0%)=12.5 万円となります。

▼東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除

	再建住宅に係る住宅借入金 等の年末残高の限度額	控除率・控除期間	各年の 控除限度額	最大控除限度額
H26/1～3	3,000 万円	1.2%・10 年間	36 万円	360 万円
H26/4～ H29/12	5,000 万円		60 万円	600 万円

▼住宅耐震改修特別控除

	耐震改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
新消費税率により課されるべき場合	250 万円	10%	25 万円
旧消費税率のみにより課されるべき場合	200 万円		20 万円

▼住宅特定改修特別税額控除（高齢者等居住改修工事等）

		改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
H25/1-H26/3		200 万円	10%	20 万円
H26/4 ～H29/12	新消費税率により課されるべき場合			
	旧消費税率のみにより課されるべき場合	150 万円		15 万円

▼住宅特定改修特別税額控除（一般断熱改修工事等）

		断熱改修工事限度額	控除率	最大控除限度額
H25/1-H26/3		200 万円	10%	20 万円
H26/4～ H29/12	新消費税率により課されるべき場合	250 万円		25 万円
	旧消費税率のみにより課されるべき場合	200 万円		20 万円

併せて太陽光発電設備の設置工事を行う場合は、限度額に 100 万円が上乗せされます。

▼認定住宅新築等特別控除税額（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）

		認定住宅限度額	控除率	最大控除限度額
H25/1-H26/3（認定長期優良住宅のみ）		500 万円	10%	50 万円
H26/4～ H29/12	新消費税率により課されるべき場合	650 万円		65 万円
	旧消費税率のみにより課されるべき場合	500 万円		50 万円

2-4. 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除 控除税率の引き上げ（20%相当額→30%相当額）

平成 26 年または平成 27 年の各年における税額控除の適用を受けることができる限度額が、その年分の事業所得の金額に係る所得税額の 30%（改正前：20%）相当額に引き上げられました。

2-5. 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除 控除額の引き上げ（20 万円→40 万円）

税額控除の適用を受けることができる限度額を基準雇用者 1 人当たり 40 万円（改正前：20 万円）

に引き上げられました。

2-6. 社会保険診療報酬の所得計算の特例 適用対象条件の変更

社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象者から、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7,000 万円を超える者を除外するとされました。

2-7. 震災関連寄附に係る寄附金控除及び税額控除の特例の終了

震災関連寄附に係る寄附金控除及び税額控除の特例が当初の予定通り、平成 25 年 12 月 31 日を以て終了となりました。

3. 様式の変更

システムで対応している様式について、主な変更は次のとおりです。
(記載の内容は、R4 システムインフォメーション No.14XA105「所得税 R4 平成 26 年 (Ver.14.10) の予定」と同じです。)

3-1. 確定申告書

震災関連寄附に係る寄附金控除の期間終了に伴い、震災関連寄附金額の記載欄が削除されるなどの変更がありました。

項番ずれもなく、全体的に大きな変更はありません。

3-2. 住宅借入金控除の計算書

平成 26 年中に居住の用に供した場合の特定取得に関する計算が必要となったため、二面のレイアウトが変更になりました。(二段の段組みになりました。)

4. 財務連動・減価連動について

連動できる財務システム、および減価システムのバージョンは以下のとおりです。(昨年から変更ありません。)

	連動対象システムとそのバージョン	左のうち、200%定率法の計算に対応しているバージョン
財務連動	InterKX 財務会計 Ver.3.5 以降 財務応援 Super/Lite Ver.7.5 以降	InterKX 財務会計 Ver.4.5 以降 財務応援 Super/Lite Ver.8.5 以降
減価償却連動	InterKX 減価償却 Ver.8.1 以降 減価償却応援 Ver.8.1 以降	InterKX 減価償却 Ver.14.0 以降 減価償却応援 Ver. 14.0 以降

なお、200%定率法に対応していないバージョンからの連動取込について、定率法を選択している資産は「250%定率」として取り込みを行います。(こちらも昨年同様)

以上